

第九十六回国会 商工委員会 議録 第九号

昭和五十七年三月三十一日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 渡部 恒三君

理事 梶山 静六君

理事 森 清君

理事 清水 勇君

理事 天野 公義君

理事 植竹 繁雄君

理事 狩野 明男君

理事 笹山 登生君

理事 田原 隆君

理事 中島源太郎君

理事 橋口 隆君

理事 林 義郎君

理事 宮下 創平君

理事 上田 哲君

理事 城地 豊司君

理事 長谷川正三君

理事 石田幸四郎君

理事 横手 文雄君

理事 渡辺 貢君

出席國務大臣

通商産業大臣 安倍晋太郎君

通商産業大臣官 齋藤 成雄君

房審議官 齋藤 成雄君

通商産業省基礎 齋藤 成雄君

産業局長 真野 温君

通商産業省基礎 石川不二夫君

産業局アルコー 石坂 誠一君

ル事業部長 小松 国男君

工業技術院長 小松 国男君

資源エネルギー 小松 国男君

庁長官 小松 国男君

中小企業庁長官 勝谷 保君

委員外の出席者

中小企業庁次長 木下 博生君

中小企業庁小規 篠島 義明君

模企業部長 篠島 義明君

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

参考 参考 参考

小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

渡部委員長 これより会議を開きます。内閣提出、アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

石原(健)委員 アルコールの製造部門が新エネルギーの方に移管される計画のようでありまけれども、専売制はそのまま残すということ、三百十何名の方が通産省の方にそのまま残りになる。三百十三名の方が一体どういことをされるのか、御説明いただきたいと思ひます。

石川(不)政府委員 お答えいたします。三百十三人は基礎産業局とそれから各地にございます通産産業局のアルコール課に配置されております。そうしまして、アルコール専売制度のもとでアルコールの生産の委託でありますとか、それからできましたアルコールの取納、それから専売制度にのつとりまして、それを流通経路に販売するわけでございますが、そういう販売の業務、それからそれが適切な工業の用途に使われたかということを確認いたします検査、取り締まり、そういう業務を行ひまして、さらに全体として、そういう業務をアルコール専売特別会計でやっておりますが、その特別会計の運用、こういうことをやるわけでございます。これは従来ともアルコール専売制度の中でやってきた仕事でございます。今回移管いたしますものは、国営によります製造事業でございます。

石原(健)委員 取納、販売というようなことは、販売経路の資料を見ますと、皆請求とか通知とか、大体は文書でなされることで、伝票が行き来するだけだと思ひます。

それから、小売あるいは普通売りさばき人の監督というのですか、そういう検査なども業務の内容だとは思ひますが、それにしても営業所の数が全部で七百五十六カ所、二つの営業所当たりに大体一人の国家公務員というような配分になるかと思ひますけれども、この辺はもう少し簡素化する余地がないものかどうか。

また、今回の移管というものが行政の簡素化、行政改革という趣旨のものになされるものであれば、こういった販売の方に携わる方たちも税務当局と一本化する、あるいは専売公社と一体化する、そういった形でできないものなんでしょうか。

私は、公務員を減らすことが、そのまま行政改革だとか行政の簡素化とは思ひませぬけれども、きのうの御説明などでは、人員が減るから簡素化なんだというようなことをおっしゃってましたので、あえて質問させていただきますと思ひます。

石川(不)政府委員 お答えいたします。工業用アルコールの流通管理に關します仕事は、かなり膨大な量がござひます。売りさばき人でありまして小売人、そういったものの申請とか監督、それから工業用の用途が非常にたくさんござひますが、そういったものの申請の受け付け、それからそういったものの売り渡しの承認でありますとか、それが使用された後の使用済みの検査確認、非常にたくさんござひます。従来いろいろ現地に行きましたりして実地検査的なもの、たくさんあるわけでござひますが、ユーザーが安定した仕事をやってきていてというふうなことを前提にいたしましたして、極力こういったことを書面

委員の異動
三月三十一日
奥田 幹生君 補欠選任
松永 光君 堀内 光雄君
宮下 創平君 狩野 明男君
上坂 昇君 長谷川正三君
水田 稔君 木間 章君
同日
狩野 明男君 補欠選任
宮下 創平君
堀内 光雄君 奥田 幹生君
松永 光君
水田 稔君
長谷川正三君 上坂 昇君

出席政府委員
通商産業大臣官 齋藤 成雄君
房審議官 齋藤 成雄君
通商産業省基礎 齋藤 成雄君
産業局長 真野 温君
通商産業省基礎 石川不二夫君
産業局アルコー 石坂 誠一君
ル事業部長 小松 国男君
工業技術院長 小松 国男君
資源エネルギー 小松 国男君
庁長官 小松 国男君
中小企業庁長官 勝谷 保君

審査のようなものに切りかえまして、事務の合理化、簡素化を図ってきておるわけでございます。それから、以前は全国にユーザリーがございましたので、各地に事務所なども置いてございましたが、これも逐次減らしまして、そういった業務を極力通産局のアルコール課に集約していくというふうなことで、従来とも事務の合理化、簡素化に努めまして、この部面でも人員の削減に努めてきております。

従来ともこれはやってきておりまして、来年度につきましても、この移行過程で、やはり従来のような合理化を進めていく、こういうふうにする予定しておるわけでございます。

○石原(健)委員 その行政の簡素化ということ、他の税務署にこういった仕事を委託するといえますか、移管するとか、あるいは専売公社と一体になってやる、こういったことについても質問したわけでございますが、その辺はどうですか。

○石川(不)政府委員 お答えいたします。エチルアルコールはお酒の成分になっておりまして、非常に飲まれるということで、お酒の方には非常に高い税金をかけてまして、国の財政収入を図っておるといってございます。片やお酒以外の用途にもいろいろ便利な物質としてたくさん使われておるといって、こういった方面には税金を含まない廉価なアルコールを供給する。しかしながら、そういった流通の過程で、そのアルコールがお酒の密造に使われたり、そういった不正使用がないというようなことを確保いたしませんと、片やお酒の収入が確保できなくなる、こういったエチルアルコールの二面性がございまして、そういったことで、どの国でも税制なり専売制を通して工業用アルコールの流通管理をやっているわけでございます。

わが国におきましては、昭和十二年にこの専売制度ができて以来、こういった制度で運用しているわけでございまして、こういった専売制で運用しております国は、わが国だけでなく、西ドイツ、フランス、スウェーデン、そういったヨーロッパ系の国はたくさんあるわけでございますが、何らかのそういう流通管理が必要でございます。そういったことで、仮にこれを税制に移しなくても、酒税と一本化しても同様の事務が必要でございます。同様の流通管理業務が必要でございます。場合によりまして、各国の、イギリスあるいはアメリカのように、税制でやっているとある見ますと、これに保証金を積んだり、そういった戻し税の制度をやっております、もしそういったことをやりまして、現在よりかえって行政事務が多くなりまして、かつユーザリーにも負担がかかるというふうなことも考えられるわけでございます。こういったことでも、私どもは専売制度でやっていくというのじゃないかというふうにご意見を伺ってございます。

それが、専売公社の件が出たわけでございまして、経緯的に申し上げますと、昭和十二年に専売制度がしかれましたときには、大蔵省専売局の中にできたわけでございます。さらにその経緯をもっとたどりまして、こういったアルコールを大いに国でつくって燃料国策としてやっていたという発案は、当時の商工省にあったようでございまして、そういったものを法案化してやっています。そういって、専売局の方でやろうということになりましたときに、専売局の方でやろうということになったわけでございますが、その後、昭和十七年に燃料行政の一元化ということで……

○石原(健)委員 私、別に専売公社がどういう経緯でできたかということを御質問したのじゃないかと、行政改革ということであれば、そういったところと一体化する考えはどうかということをお聞きしただけなんです。そういうよいこととまで言っていたかなくていいと思うのです。次の質問に移りたいと思うのですけれども、それは税制と専売制との二通りがあると思えますけれども、どの国でも大体はどっちか一本でやっているのじゃないか、何も二本立てでやっていると必要のないのじゃないかということを感じるのではありませんけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○石川(不)政府委員 お答えいたします。アルコールが使われます場合の酒類としての分野と、酒類以外の化学工業用あるいはそういった分野と、二面性といえますが、違った使われ方でございまして、したがってわが国ではそれが二つの分野で管理されておるわけでございまして、先ほども申し上げましたように、西ドイツ、フランス、スウェーデン、そういったかなりの国でやはりわが国と同じように専売制を行っております。それで円滑な運用が行われておるといふふうに考えております。これを一本化してしまうと、特段の行政簡素化の効果はないのではなからうか、こういうふうにご意見を伺ってございまして、

○石原(健)委員 一本化しても行政の簡素化の効果が無いと申されましても、今回、このアルコールの製造を新エネ機構に移管するということだとして何もしないで行政の簡素化につながっているというふうには受けとれないのであります。それで、効率化とか効率化ということも、今回の目的とするところの一つのようでありまして、これも、本当に効率化してやっていますかというの、あるいは、やはりそれなりに競争の原理なども取り入れなければならないと思うのですけれども、今後こういった方向はどうかというふうにご意見を伺ってございまして、

○眞野政府委員 現在の国営アルコール事業につきまして、過去に相当な合理化、効率化を進めてきたことは先生御承知のとおりだと思います。引き続き今後の新エネ機構において合理化、効率化についてどういうことになるかということでございますが、一つは、まず従来からある技術的な改善、効率化というのは、新エネ機構のもとにおいても同じような努力をもって続けられるべきものと思えますし、また過去に、歴史的にそういう努力をしてきたことの引き継ぎがあるかと思えます。さらに、今回専売事業の中において製造事業を

分離するということになりますと、従来専売事業としての行政事務と、それから製造事業という私経済的な行為が併存しておたわけであります。今、今それを分離する形になりますので、国に残る専売事業というのは、行政事務という観点から公正、適正に行われる。他方、NEEDOに移りました製造事業につきましては、むしろ企業の経営セセンスを基礎としまして、一体的に運用される。それに伴いまして、たとえは現在国営事業でございまして、いろいろな経済行為について国の法律のいろいろな制限がございまして、物品管理法でございまして、か国有財産法でございまして、予算におけるチェックとか、これがNEEDOへ移りますと、そういう法的規制が必要でなくなり、むしろ経営的な観点から円滑かつ弾力的に行われるということになりまして、一層いわゆる私営的な効率性の追求が可能になるかと思えます。

さらに、今後の新しいNEEDOにおきましては、単に工業用の発酵アルコールでなくて、将来NEEDOの本務であります新エネルギー開発としての燃料用アルコールの開発に対して、その技術的な基盤を提供するという形になるかと思えます。そういう意味において、より一層この製造事業というものが将来に向かって芽を開く道が出てくる。こういう意味におきまして、製造事業そのものの効率化が進むと同時に、一方行政事務としての専売事業は、その行政事務としての適正な運用という形で明確に分離されて、国の行政として行われる。そういう意味において、行政の簡素化、効率化と同時に、専売事業の中における製造事業の効率化が図られる、こういうふうにご意見を伺ってございまして、

○石原(健)委員 私は競争原理はどのように取り入れていくのかということをお聞きしたのでございますけれども、どうもいまの御説明では十分納得できないわけであります。もし民間で発酵法によるアルコールを製造したいという人が出てきたとすれば、そういう人にはほとんど積極的に委託していただくお考えなのかどうか、お聞かせください。

分業するということになりますと、従来専売事業としての行政事務と、それから製造事業という私経済的な行為が併存しておたわけであります。今、今それを分離する形になりますので、国に残る専売事業というのは、行政事務という観点から公正、適正に行われる。他方、NEEDOに移りました製造事業につきましては、むしろ企業の経営セセンスを基礎としまして、一体的に運用される。それに伴いまして、たとえは現在国営事業でございまして、いろいろな経済行為について国の法律のいろいろな制限がございまして、物品管理法でございまして、か国有財産法でございまして、予算におけるチェックとか、これがNEEDOへ移りますと、そういう法的規制が必要でなくなり、むしろ経営的な観点から円滑かつ弾力的に行われるということになりまして、一層いわゆる私営的な効率性の追求が可能になるかと思えます。

給暫定見通しにおきましては、「新燃料油、新エネルギー、その他」ということで、昭和六十五年度三千八百五十万キロリットル、これは原油換算でございますが、これを目標に努力をするということになっておるわけでございます。その中には石炭液化、それから燃料用アルコール、その他太陽エネルギー、こういうものが総体的に入っているわけでございますが、この分野というのはどちらかといいますと、技術開発を要する分野でございます。リードタイムも相当長いということ、私どもとしては、相当の研究開発を進めながら、着実にこの目標に向かって現在その努力を傾注している段階でございます。

ただ、残念ながらコストの問題、それから今後の実用化の問題についてはなかなかむずかしい問題でございます。しかしながら、将来のエネルギー供給源として非常に重要なエネルギーの一環というふうに考えておりますので、そういう観点から今後とも努力を続けたいというふうに考えております。

現在、長期エネルギー需給見通しにつきましましては、石油の需給、その他エネルギーにつきましましての需給動向が実は相当変わってまいっておりますので、そういう観点から総合エネルギー調査会の需給部会において現在検討いたしておるわけでございます。この結果は四月下旬ないし五月初めに得られるというふうに思っておりますが、その段階におきまして、先生からお話のございましたような、こういう研究開発、特に日本としては、持ち味の最も生かせる分野の新エネルギーの開発については、今後とも努力することによって御検討いただいております。

○清水委員 実は、二年前の当委員会でも新エネ法について審議をした際に、太陽だとか地熱だとかあるいは新エネルギー、これはサンシャイン計画という形で当時から推進をされておったわけですが、そういうものを加えたいいわゆる循環系の自然エネルギーといましようか、こういうもののウエイトを二十一世紀を展望するような時期

には少なくとも二〇％ぐらいを確保できるようにすべきなのではないか。確かにいま長官が言うように、開発なり実用化までのリードタイムが長いというところはよくわかっています。だがしかし、工技院の院長もいるけれども、たとえば太陽電池等については最近大分コストがダウンできるというふうな段階を迎えている。きわめて有力な通産大臣をいま迎えているわけだが、政府がそういう分野で、たとえば政策的にもそれを裏づける財源でもより潤沢なものを確保し得るならば、長いリードタイムをいささかでも短縮するというようなことは十分に可能なのではないかと、私はそういうふうにお思っておりますが、その辺はどんなふうなお気持ちでしょうか。

○石坂政府委員 御案内のとおり、ことしの予算の政府原案におきましても、サンシャイン計画につきまして二十数％の増というところでお願いを申し上げているわけでございます。そういうような姿勢に示されますように、私どももいたしましては、できるだけ早く、少しでも多く新エネルギーを実用に移すように現在努力をしているわけでございます。

御指摘の太陽エネルギーに関しまして、ただいま光発電という方式につきまして大学あるいはいろいろな企業の方あるいは国立の研究所等三位一体になりまして研究を進めておりますので、いま私の聞いている範囲内におきましては、かなり新しい芽が出つつあるということで、私は大変期待しているわけでございます。ただ、いまの段階で、それでは幾らでどのくらいの量を保証できるかということになりますと、まだまだ少し勉強させていたいただきたい、こういうことでございます。

○清水委員 そこで、僕はこの際、どうしても大臣に一言決意のほどを承りたいんですが、省エネルギー政策としてのムーンライト計画あるいは新エネルギー計画を推進するためのサンシャイン計画、あるいは一昨年から新エネ機構が発足をし、代替エネルギーの開発、導入にかなりの力を入れる、こういう段階を今日迎えているわけ

です。とりわけエネルギー担当大臣という立場で、たとえば新エネルギーの開発あるいは実用化を促進するために相当積極的なポリシーというものがあつて、これを裏づける予算というものがどうも確保されなければならない、こういうふうにお思われます。今日、非常に厳しい財政事情ではあるけれども、たとえば五十七年度ないし五十八年度以降に向けても、その推進のために特段の配慮を大蔵当局等とも払ってもらわなければならないのじゃないかと思っておりますが、その辺はいかがでしょう。

○安倍国務大臣 エネルギー対策につきまして、五十六年度予算、さらに五十七年度予算と財政の非常な緊縮の中におきましても、政府として特別な配慮を加えるということで予算の確保をしております。特に五十七年度予算につきましては、先ほどお話し申し上げましたように、ゼロシーリングの中で一三％というエネルギー対策費を計上いたしましたわけでございます。

その中には、いま院長からも御説明申し上げましたような新エネルギー、サンシャイン計画を初めといたしまして、二〇％以上のあつた予算措置を講じたわけでございますが、全体としてエネルギー問題というのは、日本の八〇年から九〇年、二十一世紀へ向けての最大の課題である。日本のエネルギー体質というものはきわめて脆弱でありますから、また第三次石油ショックでもあつたら、日本の場合にはまともに影響を受けるわけでございますし、そういうことに備える意味におきましても、いまのときこそ準備をしておかなければならぬということをやっておりますし、私もエネルギー担当の責任者として、こうした予算を有効にこれから活用していく。同時にまた、いまお話ししたように、今後に向かっても、さらに国民の理解を求めるとともに、政府としてその姿勢を堅持をし、さらにこれを進めていくという方向に誘導するために、私もこれから力を尽くしてまいりたい、こういうふうにお考え

しております。

○清水委員 さて、そこで長官、先ほど私がお聞きをした、たとえば「新エネルギー、その他」の分野にアルコール燃料も当然含まれてはいると思えます。ただ、私の承知しておるところでは、そのウエイトが非常に小さいと思うのです。ただし、エネルギー資源の乏しいわが国にとつて、豊富でしかも再生産が可能だというバイオマス資源は、僕もずっと積極的に活用し、たとえばこの面での燃料アルコールの開発、導入といったようなことに一段と力を入れるべき時期に今日あるのじゃないか、こう思うのです。

そこで、たまたま通産省が五十五年度から三カ年間バイオマス資源の開発利用システム等についての調査研究を進めておられるというふうな承知をしておりますけれども、この調査研究なるものは、バイオマスエネルギーの開発に向けて何を具体的に期待をされるという立場で進めているのか、お聞かせをいただきたいと思つております。

○小松政府委員 先生からお話でございますように、燃料用アルコールの研究開発をできるだけ早く実用化に持っていくということは、私どもエネルギー政策の立場から非常に大事でございます。特に先生からお話ございましたように、これは実際には農産物とか農畜産物、またこういう廃棄物も利用できるということでございます。そういう観点からも、日本の国産エネルギーとして十分活用できる。また将来的に見て、資源が無限であるというふうな立場からも、今後これを相当利用していく必要がある。ただ、その資源としてのセルロースその他こういうものの存在がどうなるかという問題、さらにこれを実際に安く燃料アルコールに持つていく場合の技術開発をどうするか、こういういろいろの問題があるわけでございまして、こういう観点からバイオマスの利用に関する調査を五十五年度から実施をいたしておるわけでございます。この実施につきましては、将来のバイオマス利用の可能性全般ということで、資源の賦存量の問題、それから変換・利用に関する経済性、こういうものを総合的に検討すること

しております。

にいたしてありますし、さらにその後の実用化段階につきましても試験、研究開発の方策、こういうものを総合的に進めるといふことで、現在そのための調査を行っておる段階でございます。

○清水委員 いま御指摘のように、一口にバイオマス資源といつてもいろいろまだ未利用の動植物資源などもある、これをどう有効活用するか、そのための技術の開発をどう実現するか、残された課題はたくさんあると思ひます。

そこで、お尋ねをしたいのは、これは基礎産業局長に聞くのかどうかかわりませんが、いづれにしても、今回国営アルコール工場をNEDOに移管しようとしておられるわけですね。そこで、この国営アルコール工場は、新エネルギー機構へ移管をされれば国営という言葉はなくなるけれども、このアルコール工場をどういふふうにするために位置づけていこうとされているか。

○真野政府委員 現在、国営アルコール工場いたしました技術は、発酵法によるアルコール製造のための工業技術、端的に申し上げれば生産技術でございます。先ほどエネルギー長官からお答え申し上げましたように、バイオマス利用になりますと、もつと幅が広がった研究開発が必要である。まず、基本的に原料段階が第一。原料作物等の栽培、収穫の改善、コストダウン。第二が、その原料をどうやってアルコールに変換するかという工業技術の面。第三が、これを利用する技術の面であるかと思ひます。

先ほどお答え申し上げましたように、バイオマス資源の大量利用について、こういう総合的、システマ的な研究開発が現在行われておるわけでございますが、アルコールの製造技術は恐らくこの第二段階の、原料をアルコールに転換するそういう工業技術の分野、その基礎技術として、まず出発点として利用していただくことではないかと思ひます。それを基礎にいたしまして、新エネルギー機構の本体において、こういう総合的なシステマ的な研究開発が進められる形にならうかと思ひますが、その際に、私もさらに第二段階の開

発においても、現在アルコール工場の持つておりますいろいろな施設、土地でありますとかいろいろなユーティリティがございます。それからさらに工場そのもので現在生産しておりますから、より進んだ工業化段階の研究開発のためのいろいろな施設を提供し得る。もちろん、人的スタッフも必要に応じて提供できると思ひますが、そういう施設と人的スタッフを提供し得るといふ形で第二段の協力が行われる、こういうふうにご想定いたしております。

○清水委員 その点は、新エネルギー機構の理事長見えておるけれども、受け入れるNEDOの立場でも意思のそこはなかわりませんか。意思疎通がそういう方向で進められておるわけですね。そういうふうにご理解していいですか。

○綿森参考人 お答えいたします。現在、NEDOでは石炭と太陽と地熱というのを三つの柱としておることを常々申し上げておりますが、これに燃料用アルコールを中心とするバイオマス資源の開発というものが四本の柱として入つてくるわけでございます。このことはいままでない画期的なことだと私は思ひます。といひますのは、バイオマスをやりたくても、これはわれわれではできなかった。今度の法律によつてそれができるようにならうと思ひます。そういう意味において、バイオマスを力を入れた方がより有効なのか、石炭に力を入れた方がより有効なのか、同じ場所と同じように討論して検討できるよ

うになつたことは大変なメリットである、こういうふうにご考えておられます。

○清水委員 新エネルギー機構の理事長も積極的に、アルコール工場の受け入れを通じてバイオマスエネルギーの開発に力を入れていくんだ、こういうふうにおっしゃつていただいているので、バイオマスエネルギーの開発問題については、以上で打ち切つておきたいと思ひます。

さてそこで、経営形態に触れてちまつと大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます。

昨日もやりとりの中で基礎産業局長から、国営

アルコール工場の新エネルギー移管というものは、これまで長く続いてきた経営形態問題の決着と考えている、こういうふうにご述べておられるわけでありまして、私も当然なことだと思ひます。そこで、責任者である通産大臣から、その辺改めて、いま私が御披露したようなものであるというふうにご確認をさせていただきたいと思ひますが、よろしゅうございます。

○安倍国務大臣 アルコール専売事業の経営形態につきましては、長い間議論をされました結果、閣議でも決定をいたしましたわけでございます。そして新エネルギーに吸収することが行政機構の簡素化及びアルコール専売事業の効率化という面から妥当である、こういうふうにご考えまして、今回の措置をお願いいたしておるわけでありまして、したがつて、今回の措置は、多年にわたるところの経営形態についての議論を踏まえて、政府として慎重に検討した結論でありまして、将来の再度の経営形態変更のための経過措置ではないということをはつきりとして申し上げておきます。

○清水委員 明確に大臣から所信が披露をされておりますので、結構だと思ひます。ただ、参考までに申し上げますと、私がなぜそんなことをいま改めてお話ししたのか、大臣に承つたかといふ点と、第二臨調等でお議論が多少残つておるよう感じられる。そういう中で、大臣も御案内のように、これまで国営アルコール工場は、その立地する地域経済、特に原料を供給する農家との兼ね合いで大変大きな寄与をされておられますし、安定雇用の確保という点でも一定の機能を果たしてきておる、私はそう思ふのです。一面、かつて民間に払い下げられた大工場の行方を見ると、今日一工場のみを残して皆閉鎖をされておる。閉鎖後の地域経済なり雇用なりに与えたダメージは非常に大きい、こういうことを思うとき、再び物議を醸すようなことを方が一にも繰り返すということになりまして、その地域なり雇用なりにまた大変な不安を与える結果になつて、少しのメリットもない、こういうふうにご思うわけ

でございます。

さてそこで、先ほどもちよつと出ておりました

が、専売制の問題なんです。これは釈迦に説法です。私がおれこれと言ひませぬけれども、専売制か税制かというふうな優劣の議論がこれまでもあつたことは事実だと思ひます。しかし、専売制か税制かというものは、政策の重点の置き方によつてそれぞれ一長一短というふうなものがあるのだらうと思ふのです。わが国の場合には、実際に工業用アルコールの安定供給を確保するという産業政策的な観点から、今日まで専売制が一定の役割りを果たしてきておるのだらうというふうに見ておるわけなんです。たまたま五十四年十二月の閣議で、当面専売制を維持する、こういうことを言つておるわけでありまして、私は、当面でなしに、専売制を維持することを通しながら、その負担された責めを果たしていく、これが政府の課題になるのじゃないか、こんなふうな気がするので、どなたからでも結構ですからお答えをいただきたいと思います。

○真野政府委員 先生御指摘のとおり、専売制か税制かという議論、これはそれぞれ一長一短いろいろ議論があるかと思ひますが、現在の日本のいままでにおけるアルコール専売制度、これはそれなりに安定した機能と果たしてきた役割りの重要性が認められると思ひます。その際に、特に工業用アルコールの低廉安定供給ということにおいて効果を果たしてきた、こういうふうにご考えられるわけでありまして。

他方、先ほどもちよつと申し上げましたが、発酵法によるアルコール製造ということが、いまの専

売制度のもとで続けられてきておつた。これは工業用アルコールの供給ということでごいいます。他方、石油化学法に比べてコスト的に不利なものがある程度国営形態のもとで続けられておつた。ところが、その後の客観情勢の変化によりまして、かえつてこれが非常に脚光を浴びる新しい技術の芽として生き得る方向が出てきた。そこがちょうど五十四年の時期において専売制を維持するという基本的な方向が出された。それと同時に新エネ機構が発足した時期が一つの屈折点になるかと思ひます。

そういう意味で、先ほど申し上げましたように、全くの民営の企業は発酵法のものがコスト的に不利な状況でやめてしまつた。しかし、そういう技術の芽が国営工業という形で引き続き維持されてきて、それが新しい事態のもとで再び息を吹き返すというか脚光を浴びる、こういう事態になつたわけでありませうけれども、まさにそういう意味で、いままでの専売制のもとでの一つの技術的な成果が今後生かされる方向に出てきたということが申し上げられると思ひます。

そういう背景のもとで、現在の専売制を税制に改めるかどうかという議論を考えましたときに、現在の専売制の果たしてあります工業用アルコールとその他の飲用のアルコール、酒税との関係、これのために必要な流通規制ということを考えますと、現在の制度をあえて税制に改めて、新しい制度上の混乱とか、組織の変更に伴ういろいろな問題を引き起こすのは、かえつて行政上のロスにならうかと思ひます。そういう意味で、現在の専売制を基本的に維持するということは、今後とも必要であろうというふうに考えております。

○清水委員 さて、次に職員の取り扱いに触れて若干お尋ねをしたいと思ひます。
仄聞するところによりますと、NEDOへの移行をめぐつて残留希望者、つまり出向を希望する職員が非常に多いと言われております。私はその背景なり理由なりを私なりに考えたのであります。が、つまるところは、NEDO移行に伴う処遇あ

るいは労働条件と言つていいかもしませんが、そういうものは残念ながら今日までまだ明らかになつていない、そういう不安の反映なんではないかという感じがしてならないですね。

たとえばこの法律が成立をする。そうすると、ともかく移行するということが前面に出る、肝心の職員の処遇問題が後回しにされてしまう、そういうことが続いていくと、やはりNEDOへの移行をめぐつて職員の不安というものを除去する、あるいは克服するということができないうん、あるいは私は思うのです。ですから、この点は最も優先的に、最も重点的に配慮をされてしかるべきことではなかつたのか、こう思うのであります。が、いかがでしょうか。

○安倍国務大臣 これは非常に大事な問題でございます。私からまず基本的な考え方について申し上げます。

移行職員の新しいエネルギー総合開発機構における諸待遇につきましては、同機構において決められることになるわけですが、通産省としては、この移行職員の処遇につきましては、身分の変更に伴い不利益なことが生じることのないように配慮してまいりたいと思ひます。同時にまた、移管に伴うところの職員の処遇等につきましては、現在関係の省庁、新エネ機構、アルコール専売労働組合等各方面との間で所要の検討、調整等を進めておるところでございます。私は、円満に移行が完了する、そして移行後も自信を持って働いていただける、こういうために通産省としてもできるだけの調整、配慮はしていかなければならぬ、その責任もある、こういうふうに考えておるわけですが。

○清水委員 大臣から基本的な姿勢を伺つたわけでありますが、問題は、そうした基本的な姿勢にのつとつてどう具体的に対応するか、ここがポイントだらうと思つたのです。率直に申し上げて、昨日も大臣がいみじくも触れておられたわけですが、現在の国営アルコール工場の職員の立場から言へば、公務員として生涯にわたつてアルコール

の製造に従事をする、政府職員として全うする、こういう気持ちであつたことは間違いないわけですね。ところが、国の方針なり政策なりが転換をする、そのことを通して、不本意ながらもその職員が新エネ機構へ移行を余儀なくされる。この点が非常に重要なところですから、その場合に、何といつても移行を余儀なくされる立場に立つ職員の上に、いま大臣も触れておられますように、何らの不利益も生じることがあつてはならないし、また安心のできないような状態が残つてはならないと思つたのです。ですから、私は、いま大臣が言われるように、速やかに安心のできるような労働条件あるいは環境づくりのために、現に存する労働組合と政府がピッチを上げて、まだ詰まつていない点を煮詰めていただく。そういう中で、身分なり処遇なりについて万遺憾のないように対処してもらわなければならない、これが一つなのです。

それからいま一つは、たまたま三百何人かの方が残留をされるわけですね。これらの方々は、いままで団体交渉権もあるとか、政労協という立場で一定の団体行動権もあつたが、今度は一般の会計職員というのですか、公務員に処遇が変わる。給与についても、給与法によつて格づけをされていくのだからというふうに思つておられます。が、そういう残留される人についても、他との不均衡があつてはならないと思ひますから、そういう点はきちつとしてもらわなければならない。

それからいま一つは、ごく常識的に考えれば、NEDOにはNEDOとしての就業規則もあれば、給与規程なども当然あるわけでしょうから、NEDOの職員になるわけだから、本来的にNEDOの職員になるわけなから、本来的に言えば、そういう諸規程が適用されるというのが平たく考えてあたりまえのことだろつと思ひます。ですから、そういうような方向で、ともかく基本的には、いま大臣が言われているわけですが、そういう立場を損ねないで、いま私が個々に触れましたけれども、そういう点について局長の

ところで、この際、具体的にどう対応されようと思ひているのか、明確にしたいと思ひます。

○真野政府委員 先生御質問の第一点の、NEDO移行後の諸待遇についての検討でございます。が、新しいNEDOの機構の中において、今度移行する国営アルコール工場の職員の待遇をいかにするかということについては、先ほど大臣からも御答弁申し上げましたが、現在関係省庁、NEDO、それから組合等と精力的に話を進め、調整を進めているところでございます。基本的に申し上げます、現在のNEDOにおけるいろいろな職員待遇の条件と現在のアルコール製造事業における職員の諸待遇、この辺との調整であるかと思ひますが、先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、基本原則は、不利益のないように最大限の配慮をしていくという形でまとめたいというところで、関係方面と折衝をいたしております。

第二に、残留する職員でございますが、これも御指摘のように、現業職員から一般職の職員への移行ということになると思ひますが、この点については、今後行われます通常のアルコール専売業務という行政事務でございますので、その行政事務に従事する一般の職員の待遇と不均衡のないように今後とも扱われるように措置してまいりたいと思ひます。

それから第三に、現在のNEDOの勤務条件でございますが、NEDOとしては、いままで新エネルギー開発という業務、研究開発業務を中心にきておる機構でございます。製造事業という新しい業務の条件で、必ずしもそれにマッチしないとか、それに対して不十分な点もあるかと思ひます。この点については、機構の当局と現在の勤務条件を知つております私どもと綿密に調整をして、必要なものは新しくつくるというふうなことも含めてお願いしてまいりつております。

○清水委員 いまの点に関連して、もう一点だけちよつと聞いておきたいのですが、残留される方については、他の一般職との間に不均衡を来さ

ないよう措置をする。同様な意味で、NEDDに移る者についても、NEDDの職員との均衡というものが十分配慮されなければならぬと思うのです。この点はそういう理解でよろしいわけでしょうか。

○真野政府委員 御指摘のように、NEDDの職員の現在置かれている待遇と、現在アルコール工場に就任している職員との待遇の間にどういいう格差があるか、あるいはどういいう違いがあるかということも現在検討しております。ただ、基本的に申し上げまして、NEDDの方は研究開発、技術開発、あるいは昔ございました石炭合理化事業団の職務という形で、一種の行政事務に近いところもございまして、そういう職務と、今度の製造事業という現業職務とは、おのずから職種の差によつて考え方はいろいろ違つてまいる、ある面では違つた勤務条件も必要になつてまいると思ひますので、そのいろいろな細部も含めた上で総合的にバランスをとるようになつてまいりたいと思ひます。

○清水委員 そこで、もう一つ局長にお聞きしたいが、さつき私が申し上げたような背景もあつて出向を希望する者の数がかなりあると思ひます。しかし、私が指摘をしたような点について、鋭意積極的に、しかも急速に組合などとも問題点を詰めてもらつて、解決すべき課題が解決されれば、多少なりともそれは情勢の変化というものが起こると思ひます。起こると思ひますが、それでもなお個人々人によつては特別な事由などをもつて出向を希望するとうような者が残ると思ひます。私はその場合、まず基本的に、当該本人の意思というものを尊重してかかる。尊重してどう対応するかということ、それはケース・バイ・ケースということもあるかもしませんが、原則は、本人の意思をそんたくしながら出向の問題等について処理をしていくのだ、こういうことがこの種の場合の人事の常識だろつと思ひるのであります。いかがでしょうか。

○真野政府委員 現在、御指摘のようないわゆる

出向制度が政府職員と特殊法人の間にございませぬ。ただし、この出向制度というのは、業務の必要に基づいて行われるべき筋合いのものでございませぬ。基本的には、その枠組みを基礎として考える必要があつたかと思ひますが、ただ、今回のように、従来国営企業の従業員として、国家公務員として働いてまいりました者が、移行するに当たりましていろいろ不安感を持つのはやむを得ないところだと思ひます。私どもとしては、基本的には、新しい職場環境、勤務条件が安定したものであり、発展するものであり、かつ安心して移れるような環境をまずつくるのが先決であらうかと思ひまして、そういう意味での方向なりいろいろな待遇についての検討を意図しておるわけでございます。そういう中におきまして、先ほど申し上げました出向制度の基本原則とあわせまして、必要に応じた出向制度も考へてまいるといふふにいたしたいと思ひます。

○清水委員 そこで、この職員の取り扱いの最後のことになるのですが、これは大臣に対する希望ということでお聞き願ひたいのですが、国営アルコール工場をNEDDに移行後、新しいパイオマスエネルギーの開発という業務が附加される、あるいは消費量がこれからさらに伸びていくと思ひますが、工業用アルコールの安定供給に当たつて、そうした事業を円滑に遅滞なく推進をしていくためには、移行に当たつての労使間の協力関係というものが私は非常に重要だと思ひます。いままで私が見ておりますと、アルコール専売事業に携わる労使関係というのは、わりあいに安定的であつたのじゃないかというふうな気がするわけですが、そういう実績を踏まえながら、いろいろ問題はあるまいでしょうか、とにもかくにも誠意を尽くし、努力を払い、組合との交渉等を通じて、その合意が得られるように努力を尽くすという中で、円滑な移行が可能になるようなさういふ条件を確保することが非常に重要なんじゃないか、私はこう思ひますが、大臣、どうでしょうか。

○安倍国務大臣 これはこれまでの三公社五現業

の一角が新しい体制になるわけですし、それから本人の希望ということじゃなくて、政策の大きな変更によつてこれを行うわけでございますから、これが円満に実現できるようにしなければならぬ。先ほど私が申し上げましたような基本方針によりまして、通産省も間に入って調整を進めまして、円満な形で移行が行われて、将来とも労使関係が非常に順調に進んでいくことを私は期待もしております。そういう方向で努力をしたいと思ひます。

○清水委員 さてそこで、次に、今後のアルコール事業のあり方に関連をして、ちよつと聞いておきたいことがございませぬ。

アルコール専売法の一部改正案を見ますと、二十九条ノ三において「アルコール製造業務ニ関スル經理ニ付テハ之ヲ其ノ他ノ經理ト区分」をすることになつております。また政府がNEDDから買ひ上げるいわゆる買ひ上げ価格というものは、原価主義を採用する、必ずしも利益を見込まない、こういう立場に立つてゐるわけですね。そうだとすると、たとえ今後設備を更改をする、あるいは供給量を拡大をせざるを得ないという場合における設備の拡張、あるいは先ほど来触れてゐるようなパイオマスエネルギーの開発等にかかわる開発資金といったようなことも当然のこととして問題になる。

そこで、お聞きしたいのは、そうした必要な資金というものを政府が出すのかあるいは新エネ機構の立場で調達をするようになるのか、その辺どういふ措置を予定してゐるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○真野政府委員 現在の国営アルコール工場におきましては、従来からアルコール専売事業特別会計という枠組みの中で生産性の向上でありますとか設備の近代化でありますとか、そういうための投資というのはずつといたしております。今後、移管後もそういう必要な投資は引き続き行われる形になるかと思ひます。その場合の費用につきましては、適正な減価償却及び金利負担等ござい

ましたら、それはコストの中へ織り込む。ただ基本は、発酵用アルコールにつきまして、消費者のために低廉、安定な供給を図るといふことございませぬ。客観的な目で見て適正な範囲にとどめるべきだと考へております。

他方、御指摘の新しい燃料アルコールの開発、これは先ほど御答弁申し上げましたように、かなり総合的かつシステムの広い研究開発、技術開発を必要といたします。その分野につきましては、アルコールの価格の中に反映させることはむずかしいかと思ひます。これは別途いふゆる研究開発段階の投資として、これをどう扱つか、新エネルギー開発のための予算なり制度のもとで考へていかれるべき筋合いのものと思ひます。

○清水委員 同時に、今後アルコールの生産技術をどう高めていくか等々考へた場合、私が仄聞をいたしますと、かつてはアルコールの生産技術等は国営工場の方が全体として進んでゐるし、各種の特許も有してゐる、こういうふうな聞いていたのですけれども、しかし、どうも最近では、研究開発の設備あるいは要員等の面でややおくれをとつて、私も専門家じゃありませんからよくわからないのですけれども、たとえば無蒸発発酵——これは専門家だから解説をしなくてもわかると思ひますが、無蒸発発酵といった技術では、明らかに昨今ではサントリーに一步おくれをとつてゐるというように伝へ聞いてゐるわけなんですけれども、もしそうだとすると、僕はやはりそうした生産技術の進歩を図つていくために、必要な設備を確保する、そのためのまた必要な技術者などの要員も確保していくという特段の配慮が払われていかないと、時代の趨勢におくれを来すということになりやせぬか、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○石川(二)政府委員 お答えいたします。

最近の私どもの方におきまして技術開発の状況と、民間でやつておられますことの状況につきまして、いま先生からちよつとお話ございましたが、残念ではございませぬが、見方によりましてさういふ点もあつたかと存じます。ただ、私ども鋭

意ただいまの無蒸着発酵にいたしましても研究しておりまして、実際規模の工場を試みております。ある程度成果が上がってきております。

今後の問題でございますが、こういった開発を進めていきますためには、やはり設備の強化、それから人材の強化が大変大切だと思っております。移管後、NEDOの方におきまして、そういう方向で一層充実した運用が図られるように期待したいと思っております。

○清水委員 それでは、最後になりますが、これは新エネ機構の業務にかかわることでしょうかとお尋ねをしておきたいのですが、一昨年のいわゆる新エネルギー法の制定の際、七項目にわたる附帯決議を行っております。その六項目にこのことが決議をされておられるわけですが、「新エネルギー総合開発機構の業務については、技術開発の進展に応じ、新規テーマの採択、スタッフの増強等その拡充強化に努めるとともに、今後、必要に応じコールセンターに対する出資の業務についても検討すること。」という趣旨がございます。これに関連して、今月の五日でしたか、豪州のピクトリア州で褐炭液化のパイロットプラントの起工式が行われている。これは新エネ機構が、日本褐炭液化株式会社、この現地法人のピクトリア褐炭液化株式会社に委託をして進めているものと聞いておりますが、率直に言います、昨年同期待をしてSRCCIが破産をする、あるいはEDS褐炭液化プロジェクトもストップをする、こういう状況の中で見ますと、日豪間のいわば二国間の協力事業として、この種のものとしては唯一の有望なプロジェクトなのではないのか、こんな感じがするわけなのであります。

そこで、そのことに関係をして若干お尋ねをしたいと思いますが、この開発スケジュールはどういう見通しに立っておりますか。
○石坂政府委員 先ほどお話しございましたように、本年の三月に一応起工式というようなかっこうをとったわけでございますが、実際には、昨年の十一月ごろからもうすでに五十トン・パー・

デーのプラントの工事に取つかかっておられるわけでございます。五十八年の七月には第一次水添という前半の処理装置が完成する予定になっております。なお五十九年の十二月には全体が完成するという予定でございます。運転でございますが、五十八年七月に第一次の水添部分の運転を開始いたしまして、いろいろデータをとるとともに、さらに六十年一月からの全体運転に備えるというように考えております。全体の運転は昭和六十三年の三月には一応終了するという予定でおられるわけでございます。

○清水委員 総工費はどのくらいですか。
○石坂政府委員 現在、いろいろインフレ等もございまして、見積もりが大変むずかしゅうございまして、私どものもくろみといたしましては、四百数十億というところで落ちつくのではなからうかと思っております。これは建設費及び運転費を加えてでございます。

○清水委員 その際の日豪両国間の分担の割合はどうなっておりますか。
○石坂政府委員 たとえば豪州側が土地だとか原料の褐炭、それからユーティリティ施設等を供与するということがございますけれども、大づかみに申しますと、ほとんど金額が日本側の負担、こういうことでございます。

○清水委員 日本側の負担がほとんどである、こういうことでございますが、新エネ機構の委託費というのはどうなっておりますか。
○石坂政府委員 来年度の予算要求におきましては、その経費の大部分を国からNEDOに對しましてお金を渡しまして、そしてNEDOが日本褐炭液化株式会社といわゆる委託契約をするという仕組みになっております。

○清水委員 国がNEDOに出す、NEDOがそれを委託費として出すというのですが、五十七年度金額はどのくらい要求をしておりますか。
○小松政府委員 百二十三億円を予定しております。

○清水委員 そこで、これからパイロットプラント

トがだんだんに始動をしていくわけでありまして、先の見通しになるのですけれども、液化油のトン当たりの収率の見込みというのはどの程度に見込んでおられるのでしょうか。

○石坂政府委員 乾燥した褐炭一トン当たり液化油が三バレルというように予定しております。

○清水委員 そこで、最後になりますが、実用化の時期、これはいつごろに踏んでいるのでしょうか。

○石坂政府委員 実用化という言葉は大変むずかしい言葉でございます。どういう点を実用化とみなすかという点にも問題がございますけれども、先ほど申し上げましたように、六十三年三月には五十トン・パー・デーのプラントを終了いたしまして、それから先、たとえばデモンストレーションプラントというようなものをつくりまして実用化に備えるという段階に入らざるを得ない。私どもとしましては、六十五年に実用化に移れるように努力をしていきたい、こういうように考えております。

○清水委員 いずれにしても、先ほど私ちょっと触れましたように、新エネ機構の発足に当たって、そもそも政府は石炭液化ということに非常に大きな期待を抱き、これを積極的に推進をする、そのためにSRCCI等もアメリカやドイツと共同して進める、こういう意気込みを見せていたわけでありまして、これが破綻をする。そうすると、有望なのはこの辺にしばらくは六十五年と、その道なお遠しというような感じを持つわけでありまして、大いに新エネ機構を奨励、と言つては理事長に失礼でありまして、督促をし、その実を上げるように促進を図っていただきたいというふうな思いです。

持ち時間は若干残つておりますが、委員長に協力をする意味で、以上で終わります。

○渡部委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○渡部委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○渡部委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○渡部委員長 この際、本案に対し、梶山静六君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ、民主連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。梶山静六君。

○梶山委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

アルコール製造事業の新エネルギー総合開発機構への移管のためのアルコール専売法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新エネルギー総合開発機構のアルコール製造事業の運営にあつては、アルコール製造工場の立地する地域の振興に十分配慮しつつ、一層その効率化に努めるよう指導すること。

二 新エネルギー総合開発機構へ移行する職員

の移行の際及び移行後の処遇については、身分の変更に伴い不利益になるようなことがないように十分配慮すること。

三 石油代替エネルギーとしてのバイオマス。

エネルギーの重要性にかんがみ、そのエネルギー政策における位置づけを明確にし、総合的な研究開発を推進するよう努めること。

四 新エネルギー総合開発機構の新エネルギー開発等の業務運営にあつては、短期的なエネルギー情勢に左右されることなく、長期的視点から積極的かつ効率的な事業展開を図ることができるよう措置すること。

なお、アルコール製造事業の移管に伴い、今後、新エネルギー開発等の業務に支障を生ずることのないよう十分留意すること。

以上でございます。

附帯決議案の各項目の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細の説明は省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○渡部委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本動議について採決いたします。

梶山静六君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡部委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安倍通商産業大臣。

○安倍通商産業大臣 たいだいま御決議をいただきまして附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重し、万全を期する所存でございます。

〔報告書は附録に掲載〕

さよう決しました。

○渡部委員長 次に、内閣提出、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び小規模企業共済法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、それぞれ趣旨の説明を聴取いたします。安倍通商産業大臣。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○安倍通商産業大臣 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

中小企業信用保険制度は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑に行うため、全国各地の信用保証協会が行う中小企業者の債務の保証について中小企業信用保険公庫が保険を行う制度として創設され、現在約十兆円に及ぶ保険規模に達しております。

最近の中小企業を取り巻く経営環境は、依然として厳しいものがあり、信用補完の面におきましても、中小企業の資金需要への的確な対応の必要性がますます高まっております。

本法は、このような観点から中小企業信用保険法の一部を改正しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、エネルギー対策保険制度の創設であります。中小企業が今後健全な発展を遂げるためには、エネルギーコストの低減を図ることがきわめて重要であります。このような観点から、省エネルギー施設または石油代替エネルギーの利用施設を設置しようとする中小企業者の信用力を補完するために、新たな保険制度としてエネルギー対策保険を創設することとしております。この保険の付保限度額は一億円、てん補率は八〇%となっております。

第二は、倒産関連中小企業者の範囲の拡大であります。冷夏、豪雪その他の突発的事由により、特定の地域の相当部分の中小企業者の経営の安定に支障を生じている場合に、当該地域における特定の業種に影響を及ぼしているときは、当該業種に属する中小企業者に対して、さらにその地域において業種横断的に影響を及ぼしているときは当該地域に事業所を有する中小企業者に対して、それぞれ、通常の付保限度額のほかに別枠で利用できる倒産関連保証の特例が適用できるよう、倒産関連中小企業者の範囲を拡大することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、小規模企業共済法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び趣旨を御説明申し上げます。

小規模企業共済制度は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて、毎月掛金を積み立て、廃業や死亡といった有事の事態に備えるという共済制度であります。小規模企業者にとつてその果たす役割は大きく、昭和四十年十二月の制度発足以来加入者は年々累増し、今日までにその在籍件数は百万件を超えております。

現在、制度発足以来十六年余りを経過したところであり、本制度は法律上、経済事情の変化に対応すべく、制度の眼目である掛金、共済金等の額の検討を五年ごとに行うよう義務づけられております。

そこで、前回昭和五十二年に改正が行われて以来五年目に当たる本年、改めて制度の見直しを行

い、必要な改正を行うために、この法律案を提案いたしました次第であります。

改正の趣旨は、最近における所得や物価の推移などの経済事情の変化、小規模企業者から本制度に対して常日ごろから寄せられております要望などを勘案し、本制度の一層の整備を図ろうとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、掛金月額の上限を現行の三万円から五万円に引き上げることとあります。これに伴いまして、共済金の最高額も引き上げられることとなり、税制上の優遇措置と相まって小規模企業者にとつて大変魅力ある制度となると考えております。

第二は、共済金の受給のために必要な掛金納付月数を十二月から六月に引き下げることであります。

第三は、第一種共済契約者につき、いわゆる法人成り等の事由が生じた場合、現行法におきましては、中小企業事業団が共済契約を解除することとし、このために、共済契約者には届け出義務を課し、届け出義務違反には罰則を適用することとしておりますが、かかる場合には共済契約は自動的に解除されたものとみなすこととし、かかる場合の共済契約者の届け出義務を廃止することとあります。

以上が、この法律案の提案理由及び趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○渡部委員長 次回は、来る四月六日午前九時五十分に理事会、午前十時に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十分散会

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百

六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して特定の業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして通商産業大臣が指定するもの起因して、その業種に属する事業をその地域において行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる業種として通商産業大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

四 災害その他の突発的に生じた事由であつて、その発生に起因して相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障を生じており、かつ、その事業活動が特定の地域内に限られていると認められるものとして通商産業大臣が指定するもの起因して、その地域内に事業所を有する中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として通商産業大臣が指定する地域内に事業所を有する中小企業者であり、かつ、当該中小企業に係る取引の数量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

第三条第四項中「第三条の六第二項」を「第三条の七第二項」に改める。

第三条の二第三項中「又は第三条の五第一項」を「第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の六第一項」に改める。

第三条の三第一項中「新技術企業化保険又は第三条の六第一項」を「エネルギー対策保険、第三

条の六第一項に規定する新技術企業化保険又は第三条の七第一項」に改め、同条第二項中「又は第三条の五第一項」を「第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の六第一項」に改め、同条第三項中「又は第三条の五第一項に規定する債務」を「第三条の五第一項又は第三条の六第一項に規定する債務」に、又は第三条の五第一項に規定する新技術企業化保険」を「第三条の五第一項に規定するエネルギー対策保険又は第三条の六第一項に規定する債務」に改める。

第三条の四第一項中「第三条の六第二項」を「第三条の七第二項」に改める。

第三条の六を第三条の七とし、第三条の五第一項中「前条第一項」を「第三条の四第一項」に改め、「公害防止に要する費用」の下に「又は前条第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設若しくは石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用」を加え、同条を第三条の六とし、第三条の四の次に次の一条を加える。

(エネルギー対策保険)

第三条の五 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者のエネルギーの使用の合理化に資する施設又は石油代替エネルギーを使用する施設の設置の費用で通商産業省令で定めるものに充てるために必要な資金(前条第一項に規定する公害防止に要する費用に充てるために必要な資金に該当するもの及び第三条の七第二項に規定する借入金(給付の場合は、給付金)に係るものを除く)に係る金融機関からの借入れ(手形の割引又は給付を受けることを含む)による債務の保証をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が一億円(その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合若しくは商工組合連合会又は特別の法律により設立された組合若しくはその連合会で政令で定めるものであるときは、二億円。以下同じ)を超えることができない保険(以下「エ

ネルギー対策保険」という)について、保証をした借入金の額(手形の割引の場合は手形金額)給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額)の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができ、

2 公庫とエネルギー対策保険の契約を締結し、かつ、普通保険の契約を締結している信用保証協会が前項に規定する債務の保証(無担保保険又は特別小口保険の保険関係が成立するものを除く)をした場合において、当該保証をした借入金の額が一億円(当該債務者たる中小企業者について既にエネルギー対策保険の保険関係が成立している場合にあつては、一億円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)を超えないときは、当該保証については、エネルギー対策保険の保険関係が成立するものとする。

3 第三条第三項及び第三条の二第二項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条、第七条、第九条から第十一条までの規定及び第十三条中「公害防止保険」の下に、「エネルギー対策保険」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第三条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十

号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「公害防止保険」の下に「エネルギー対策保険」を加える。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

第四条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「公害防止保険」の下に「エネルギー対策保険」を加え、「百分の八十」とを「百分の八十」とに改める。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第五条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第四項中「第三条の六」を「第三条の七」に改める。

(中小企業事業転換対策臨時措置法の一部改正)

第六条 中小企業事業転換対策臨時措置法(昭和五十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公害防止保険」の下に、「エネルギー対策保険」を加える。

(特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第七条 特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「公害防止保険」の下に、「エネルギー対策保険」を加える。

(産地中小企業対策臨時措置法の一部改正)

第八条 産地中小企業対策臨時措置法(昭和五十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第三条の六第二項」を「第三条の七第二項」に、「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

(中小企業事業団法の一部改正)

第九条 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条中「第三条の六第一項」を「第三条の七第一項」に改める。

理由

中小企業信用保険について、エネルギー対策保険の制度の創設及び倒産関連中小企業者の範囲の拡大を行い、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小規模企業共済法の一部を改正する法律案

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 罰則(第二十八条)」を削る。

第二条の三中「十二月」を「六月」に改め、同条第一号中「第七条第三項第一号」を「第七条第四項第一号」に改める。

第二条の四中「十二月」を「六月」に改める。
第四条第二項中「三万円」を「五万円」に改める。

第七条第一項中「又は第三項」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「事業団は、」を削り、「を解除しなければならぬ」を「は、当該事由が生じた時に解除されたものとみなす」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

第十二条第三項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第二号中「第七条第三項第一号」を「第七條第四項第一号」に改め、「解除された」の下に「ものとみなされた」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同項第三号中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改め、「解除された」の下に

「ものとみなされた」を加える。

第十三条第一項中「第七条第三項第一号」を「第七条第四項第一号」に改める。

第二十四条を次のように改める。
第二十四条 削除
第四章を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 この法律による改正前の小規模企業共済法(以下「旧法」という。)の定めるところにより締結された共済契約であつて、この法律の施行前にその共済契約者に旧法第二条の三各号若しくは第二条の四各号に掲げる事由が生じたもの又は旧法第七条第三項若しくは第四項の規定により解除されたものに係る共済金又は解約手当金の支給については、なお従前の例による。

3 旧法の定めるところにより締結された第一種共済契約であつて、この法律の施行前にその共済契約者に旧法第七条第三項各号に掲げる事由が生じたもの(前項に規定するもの及びこの法律の施行前に同条第二項の規定により解除されたものを除く。)については、この法律の施行の時に解除されたものとみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における経済事情の変化に対応して小規模企業共済契約の掛金月額を最高限度を引き上げるとともに、共済金の支給要件を一部改善する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十七年四月十日印刷

昭和五十七年四月十二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K